

【地域子ども・子育て支援事業の提供体制】

事業名	校 区	低学年					高学年				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	まちなか4校区	292人	285人	279人	273人	268人	25人	23人	22人	21人	20人
		282人	282人				22人	22人			
	河合小学校	33人	32人	30人	30人	28人	3人	3人	3人	3人	3人
	来住小学校	20人	19人	18人	18人	17人	2人	2人	2人	2人	2人
	中番小学校	20人	19人	18人	18人	17人	2人	2人	2人	2人	2人
	下東条小学校	19人	18人	17人	16人	16人	2人	2人	2人	2人	2人

※2段書きの欄は、上段に量の見込みを、下段に確保方策を示しています。量の見込みと確保方策が同数の場合は、1行で示しています。

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
地域子育て支援拠点事業	3,432人	3,322人	3,223人	3,113人	3,051人
延長保育事業(時間外保育事業)	492人	475人	461人	446人	436人
一時預かり事業 幼稚園等の在園児を対象にした一時預かり 上記以外を対象にした一時預かり	301人日 3,227人日	280人日 3,123人日	280人日 3,030人日	260人日 2,925人日	260人日 2,865人日
病児・病後児保育事業	720人日	720人日	720人日	720人日	720人日
子育て短期支援事業 (子育てショートステイ事業)	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
子育て援助活動支援事業 (育児ファミリー・サポート・センター事業)	3,188人日	3,060人日	2,959人日	2,858人日	2,746人日
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	30人	30人	30人	30人	30人
妊婦健康診査 健診受診者数 健診回数	530人 4,126回	520人 4,049回	510人 3,971回	500人 3,893回	490人 3,815回
乳児家庭全戸訪問事業	339人	325人	316人	310人	304人

※量の見込みと確保方策が同数のため1行で示しています。

4 計画の推進

● 進行管理と点検・評価

子育て支援に携わる主要3課を事務局として、PDCAサイクル(「Plan(計画)」「Do(実施・実行)」「Check(検証・評価)」「Action(改善)」)のプロセスを踏まえた計画の進行管理を行います。「子ども・子育て会議」により、計画の進行状況の把握と点検・評価を実施します。



● 市民及び関係団体等との連携

市民や地域の団体等が本計画の基本理念を共有するため、計画の周知に努めます。関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有を図り、子育て支援ネットワークの体制整備に努めます。

第2期小野市子ども・子育て支援事業計画【概要版】令和2年3月

発行：小野市市民福祉部子育て支援課
〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 TEL：0794-63-1000 (代表)



概要版

第2期

小野市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
小野市

1 計画の基本理念



だれもが安心して子どもを生み育てることができ、 すべての子どもが心豊かに成長できるまち

上記基本理念は第1期計画から引き継ぎ、5つの基本目標を柱として体系づけ、各種事業や施策の推進に取り組んでいきます。



基本目標① 人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり

家庭、地域社会、幼稚園・保育所・学校等がそれぞれ相互に連携し、養育力・教育力が高められるよう、総合的な幼児教育・保育並びに学童期教育の環境整備に取り組みます。

- (1) 連続性のある教育の展開
 - 小中一貫教育 ● 外部機関との地域連携推進事業 ● おの検定、おの体力検定 ● ICT教育 など
- (2) 幼児教育・保育事業等の推進
 - 法人保育所の認定こども園化 ● 就学前教育の充実 ● 教育支援委員会の取組 など
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の推進
 - 利用者支援事業 ● 地域子育て支援拠点事業 ● 病児・病後児保育事業 ● 放課後児童健全育成事業 など

基本目標② 保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

様々な機会を通して保護者同士がつながりを持ち、ゆとりをもって子育てができるよう交流を深める機会の増進を図り、保護者が子育てを通じて親として成長する「親育ち」の過程を支援していきます。

- (1) 子どもの活動場所の充実と安全の確保
 - 児童館子育て講座・支援活動 ● 公園・通学路・歩道等の整備 ● 安全安心パトロール など
- (2) 地域の子育て力の向上
 - PTA・子ども会活動の推進 ● 民生・児童委員、主任児童委員の活動と連携の強化
 - 青少年育成運動推進委員会の取組 ● 放課後子ども教室 ● おの育児ファミリー・サポート・センター事業 など
- (3) 次世代の育成・啓発
 - 人権教育研究事業 ● 学校教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援体制
 - ONOひまわりほっとラインによる相談 ● 青少年の健全育成活動・不審者対応訓練 など

基本目標③ 健やかに子どもを生み育てる環境づくり

妊娠から乳幼児期までのきめ細やかなサービスの提供と、小児医療体制の充実を図ります。子どもの発達段階に応じた食に対する配慮、子育てに関する情報の提供と相談体制の整備にも取り組みます。

- (1) 子どもや母親(父親)の健康の確保
 - 妊婦健康診査 ● 乳児家庭全戸訪問事業 ● 産婦健康診査及び産後ケア事業 ● 食育推進活動 など
- (2) 子育て相談、情報提供の推進
 - 子育てハンドブック等配布 ● インターネット・SNSによる子育て情報発信 ● にこにこ子育て相談
 - 子ども家庭支援員の育児相談 ● 子育てサークル育成事業 など
- (3) 小児医療体制の充実
 - 休日・夜間診療の整備 ● 正しい受診に関する啓発 ● 乳幼児(こども)医療費助成事業 など

基本目標④ すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり

すべての子ども・子育て家庭を支えるため、経済的支援や子どもの貧困対策、保護者への養育支援を充実させ、子育てを地域社会全体で支援していきます。

- (1) 子育て家庭への経済的支援
 - 児童手当、児童扶養手当の支給 ● 保育料等無償化・負担軽減措置 ● ひとり親家庭の自立支援
 - 小中学生就学援助、高校生等奨学給付金 ● 母子父子貸付・進学準備給付金等の支援 など
- (2) 養育支援を必要とする家庭への取組
 - 要保護児童対策地域協議会の取組 ● 養育支援訪問事業 ● 障がい者地域生活・相談支援センター事業
 - タイムケア・日中一時支援事業 ● 個別療育・集団療育事業 ● 適応教室 など

基本目標⑤ 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

様々な就労環境のもとでの仕事と子育ての両立に向け多様な働き方が選択できるよう、啓発活動を通じ仕事と子育てが両立できる環境の整備を図ります。

- (1) 男女共同参画社会の推進
 - 男女共同による子育ての啓発 ● 女性のための相談 ● 再就職支援 など
- (2) 子育てと仕事との両立に対する職場理解の促進
 - 育児休業制度の利用促進 ● 労働時間短縮の促進 ● 仕事と育児の両立に向けた職場理解の促進 など

2 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制

● 認定こども園への移行の推進

既存の幼稚園及び保育所の認定こども園への移行については、施設の利用希望に沿って適切な利用が可能となるよう、施設側の意向及び地域性や現施設の老朽化も考慮に入れて、状況に応じ検討を進め、「各小学校区に1か所以上の就学前教育施設を設置」することを本計画の目標にしています。

● 質の高い幼児教育・保育、地域の子育て支援の推進

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園や地域の子育てサービスが適切に提供されるよう、関係機関と連携を図りながら、幼稚園教諭や保育士・保育教諭をはじめ、さまざまな教育・保育サービスに関わる人への研修等の機会を提供するなど、市としての支援を充実していきます。

【認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：2号認定以外の子ども	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳：家庭での必要な保育が困難(注)として、保育の必要性について認定を受けた子ども	保育所、認定こども園
3号	0～2歳：家庭での必要な保育が困難として、保育の必要性について認定を受けた子ども	保育所、認定こども園、地域型保育給付施設

※「家庭での必要な保育が困難」とは、就労(48時間以上)、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがある、などです。

3 量の見込みと確保方策

計画期間における量の見込み(必要利用定員総数)及び提供体制の確保の内容及び実施時期については、「子ども・子育てに関するアンケート」の結果を踏まえ、以下のとおり設定します。

【幼児教育・保育の提供体制】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度													
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号											
①量の見込み (必要利用定員総数)	109	14	994	75	438	105	14	953	72	433	101	13	916	70	427	97	13	880	68	412	95	12	863	67	403	
②確保方策	認定こども園	24	—	120	10	60	24	—	120	10	60	33	—	190	15	85	42	—	240	20	110	51	—	300	30	140
	幼稚園	140	14	—	—	140	14	—	—	—	140	13	—	—	—	—	140	13	—	—	—	140	12	—	—	
	保育所	—	—	820	65	355	—	—	820	65	355	—	—	750	60	330	—	—	700	55	310	—	—	640	50	280
	広域(他市町施設)	2	—	17	2	18	2	—	17	2	18	2	—	17	2	18	2	—	17	2	18	2	—	17	2	18
地域型保育給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 (兵教大幼稚園・企業 主導型保育所等)	15	0	3	2	2	15	0	3	2	2	15	0	3	2	2	15	0	3	2	2	15	0	3	2	2	
②計	181	14	960	79	435	181	14	960	79	435	190	13	960	79	435	199	13	960	79	440	208	12	960	84	440	
②-①	72	0	△34	4	△3	76	0	7	7	2	89	0	44	9	8	102	0	80	11	28	113	0	97	17	37	